

1. 不当勧誘行為に基づく意思表示の取消しの効果

【現行法の規定】

消費者契約法に基づく意思表示の取消しの効果については、消費者契約法に規定なし（民法の規定に従うこととなる）

【問題となる事案等】

費消した商品や提供を受けた役務の客観的価値を金銭で返還しなければならないとすると、結果的にその対価を支払ったのと変わらない

【考え方（案）】返還義務の範囲に関する民法の特則を設ける

[甲案] 事業者は、消費者に対して、物の使用により得られた利益や費消されて原物返還が不可能になった物の客観的価値、権利の行使によって得られた利益、又は提供を受けた役務の対価のそれぞれに相当する金銭の支払いを請求することができないという趣旨の規定を設ける

[乙案] 意思表示の当時、当該意思表示を取り消すことができることについて善意であった消費者の返還義務の範囲を現存利益に限定するという趣旨の規定を設ける

[丙案] 民法の解釈・適用に委ねる

2. 不当条項の類型の追加（第2回）

【考え方（案）】

不当条項として無効と考え得る条項の追加等を検討

・サルベージ条項

消費者の権利を制限し又は義務を加重するために、強行規範によって全部無効とされる内容に、強行規範によって無効とされない範囲でのみ有効とするという趣旨の限定を加えた条項を不当条項とする規定を設ける

・消費貸借契約における目的物交付前の解除に伴う損害賠償

諾成的消費貸借契約において借主が貸主から金銭等を受け取るまでに契約を解除した場合の、貸主の借主に対する損害賠償請求に関し、事業者を貸主、消費者を借主とするときの特則を設ける

・消費貸借契約における期限前の弁済に伴う損害賠償

消費貸借において期限前の弁済が行われた際の貸主の借主に対する損害賠償請求について、事業者を貸主、消費者を借主とするときの特則を設ける

3. 抗弁の接続 / 複数契約の無効・取消し・解除

【現行法の規定】

消費者契約法では規定なし

【問題となる事案等】

与信契約の形態が金銭消費貸借契約の形式をとる場合

【考え方（案）】

抗弁の接続、複数契約の無効・取消し・解除に関する規律の在り方については、まずは関連法制の検討の状況を注視しつつ、裁判例や消費生活相談事例の蓄積を待って検討する

4. 継続的契約の任意解除権

【現行法の規定】

消費者契約法では規定なし

【問題となる事案等】

消費者が事業者から継続的に商品を購入する継続的契約（民法等に任意解除権を認める規定はなし）

【考え方（案）】

継続的契約の任意解除権に関する規律の在り方については、関連法制の運用や取引の状況等を注視する